生食発 1215 第 2 号 平成 29 年 12 月 15 日

> 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 (公 印 省 略)

旅館業における衛生等管理要領の改正について

旅館業における衛生管理等については、かねてから営業者に対する適切な指導方お願いしているところであるが、今般、旅館業規制の見直しに関する意見(平成 28 年 12 月 6 日規制改革推進会議決定。別添 1)等の意見を踏まえ、旅館業における衛生等管理要領(「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成 12 年 12 月 5 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知別添 3)の一部を別添 2 のとおり改正したので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底及び指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

また、別添 1 で示された規制の見直しのうち、第 195 回国会(特別会)において成立し、本日付で公布された旅館業法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 84号)に関する事項及び旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号)の改正によって実施する事項については、後日改めてお示しする旨申し添える。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に 規定する技術的な助言に当たるものである。

旅館業規制の見直しに関する意見

平成28年12月6日規制改革推進会議

1. 改革の必要性

昭和 23 年に「公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として制定された旅館業法は、時代に応じた変更が不十分なまま今日に至っている。過剰な規制はホテル・旅館事業者の創意工夫を阻むものであり、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないという指摘がある。

同法に基づく規制は、施設の構造設備の基準が中心だが、こと細かな規制によらずとも、ICTの活用等で目的を達成し得るものや、あらかじめ顧客に対して構造設備の状況を明示することで足りると考えられるものが多い。また、同法の目的に照らして必要性が明確ではない規制も少なくない。

現在、次期通常国会への提出に向けて、「民泊法案」とともに、旅館業法改正法案の検討が行われているが、その際、構造設備の基準の規制全般についてゼロベースで見直し、最適かつ最小の規制にする必要がある。

2.改革の方策

- (1)旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直すべきである。少なくとも、下記A.の規制については撤廃し、下記B.の規制については公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る必要最小限のものとすべきである。
 - A . 客室の最低数 寝具の種類 客室の境の種類 採光・照明設備の具体的要件 便所の具体的要件
 - B . 客室の最低床面積 入浴設備の具体的要件
- (2)構造設備の基準のうち玄関帳場の規制については、「受付台の長さが 1.8m以上」 等の要件は撤廃するとともに、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の 機能が代替できる場合は適用除外とすべきである。
- (3)今後とも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅館業に関する規制について不断の改革を進めるべきである。

旅館業における衛生等管理要領 新旧対照表

改正後

旅館業における衛生等管理要領

平成 12 年 12 月 5 日 生衛発 1,811 号 各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長宛 厚生省生活衛生局長通知

「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3 平成15年2月14日 健発第0214004号 一部改正 平成28年3月30日 生食発0330第5号 一部改正 平成29年12月15日 生食発1215第2号 一部改正

現行

旅館業における衛生等管理要領

平成 12 年 12 月 5 日 生衛発 1,811 号 各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長宛 厚生省生活衛生局長通知

「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3 平成15年2月14日 健発第0214004号 一部改正 平成28年3月30日 生食発0330第5号 一部改正/

I 総則

第1目的

この要領は、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の 衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置により、旅館業に関する衛生の向 上及び確保を図り、併せて善良の風俗を保持することを目的とする。

- 第2 適用の範囲及び用語の定義
 - 1 この要領は、旅館業及びその営業者について適用する。
 - 2 この要領において用いる用語は、次のとおり定義する。

I 総則

第1目的

この要領は、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の 衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置により、旅館業に関する衛生の向 上及び確保を図り、併せて善良の風俗を保持することを目的とする。

- 第2 適用の範囲及び用語の定義
 - 1 この要領は、旅館業及びその営業者について適用する。
 - 2 この要領において用いる用語は、次のとおり定義する。

- (1) 「旅館業」とは、宿泊料を受けて宿泊させる営業であって、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
- 1) 「ホテル営業」とは、宿泊の態様が洋風であるような様式の構造及び設備を主とする施設であって簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業をいう。この場合、少なくとも客室以外のロビーその他客の共用に供し得る施設、食堂に備える設備等は、洋式による構造及び設備の一環となるものであること。
- 2) 「旅館営業」とは、宿泊の態様が和風であるような和式の構造及び 設備を主とする施設であって簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業 をいう。
- 3) 「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所(客室)を、多数で共用する構造及び設備を有する施設を設けて行う営業をいう。
- 4) 「下宿営業」とは、施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
- (2) 「宿泊」とは、宿泊時間の長短にかかわらず寝具を使用して前各項 の施設を利用することをいう。
- (3) 「玄関帳場」又は「フロント」とは、旅館又はホテルの玄関に付設された会計帳簿等を記載する等のための設備をいう。

- (1) 「旅館業」とは、宿泊料を受けて宿泊させる営業であって、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
- 1) 「ホテル営業」とは、宿泊の態様が洋風であるような様式の構造及び設備を主とする施設であって簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業をいう。この場合、少なくとも客室以外のロビーその他客の共用に供し得る施設、食堂に備える設備等は、洋式による構造及び設備の一環となるものであること。
- 2) 「旅館営業」とは、宿泊の態様が和風であるような和式の構造及び 設備を主とする施設であって簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業 をいう。
- 3) 「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所(客室)を、多数で共用する構造及び設備を有する施設を設けて行う営業をいう。
- 4) 「下宿営業」とは、<u>研修所等</u>施設を設け1<u>か</u>月以上の期間を単位と する宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいう。
- (2) 「宿泊」とは、宿泊時間の長短にかかわらず寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。
- (3) 「玄関帳場」又は「フロント」とは、旅館又はホテルの玄関に付設された会計帳簿等を記載する等のための設備をいう。

- (4) 「寝具」とは、寝台(木等による枠組構造のものをいう。)、敷布団、掛け布団、毛布、敷布又はシーツ、枕、カバー(包布等)、寝衣(浴衣を含む。)等仮眠若しくは睡眠又はこれらに類似する行為において使用されるものをいう。
- (5) 「宴会場」又は「ホール」とは、施設内において飲食、宴会等に興 を添える形態で音楽、演芸、ショー等の興行行為ができるよう舞台又 その他の設備を有する室又は場所をいう。
- (6) 「ロビー」とは、玄関帳場又はフロントに付属する場所で、待合わせ又は談話ができるよういす、テーブル等を有する室又は場所をいう。
- (7) 「客室」とは、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所(客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。)をいう。

なお、その床面積は、壁、柱等の内側で測定する方法(いわゆる内 法)によって測定する。

- (8) 「洋室」とは、寝台を置いている客室をいう。
- (9) 「配膳室」とは、食べられる状態になった調理食品を食堂、宴会場 その他飲食に供するところへ配膳するため一時的に保管する室又は 場所をいう。
- (10) 「洗濯室」とは、洗濯機、脱水機等が配置され、専ら洗濯が行われる室又は場所をいう。
- (11) 「浴室」とは、浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。

- (4) 「寝具」とは、寝台(木等による枠組構造のものをいう。)、敷布団、掛け布団、毛布、敷布又はシーツ、枕、カバー(包布等)、寝衣(浴衣を含む。)等仮眠若しくは睡眠又はこれらに類似する行為において使用されるものをいう。
- (5) 「宴会場」又は「ホール」とは、施設内において飲食、宴会等に興 を添える形態で音楽、演芸、ショー等の興行行為ができるよう舞台又 その他の設備を有する室又は場所をいう。
- (6) 「ロビー」とは、玄関帳場又はフロントに付属する場所で、待合わせ又は談話ができるよういす、テーブル等を有する室又は場所をいう。
- (7) 「客室」とは、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所(客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。)をいう。

なお、その床面積は、壁、柱等の内側で測定する方法(いわゆる内法)によって測定する。

- (8) 「洋室」とは、寝台を置いている客室をいう。
- (9) 「配膳室」とは、食べられる状態になった調理食品を食堂、宴会場 その他飲食に供するところへ配膳するため一時的に保管する室又は 場所をいう。
- (10) 「洗濯室」とは、洗濯機、脱水機等が配置され、専ら洗濯が行われる室又は場所をいう。
- (11) 「浴室」とは、浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。

- (12) 「脱衣場」とは、浴室に付属し、入浴者が衣類の着脱を行う室又は場所をいう。
- (13) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (14) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (15) 「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (16) 「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (17) 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。
- (18) 「飲料水」とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に 規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。) その他飲用に適する水をいう。

- (12) 「脱衣場」とは、浴室に付属し、入浴者が衣類の着脱を行う室又は場所をいう。
- (13) 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (14) 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (15) 「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (16) 「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (17) 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

(新設)

第3 特に留意すべき事項

近年の入浴施設では、湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、 湯水を再利用するため一時的に貯留する槽(タンク)及びそれらの設備をつな ぐ配管を伴い、複雑な循環系を構成することが多くなっている。また、温泉 水を利用する設備、湯を豊富にみせるための演出や露天風呂、ジャグジーや 打たせ湯の設置など様々な工夫により、入浴者を楽しませる設備が付帯され るようになってきた。これまでのレジオネラ症の発生事例を踏まえると、こ れら設備の衛生管理、構造設備上の措置を十分行う必要がある。

浴槽水を汚染する微生物は、入浴者の体表に付着したり、土ぼこり及び露 天風呂等から侵入する。温泉水等を利用する施設で一時的に湯を貯留する設 備を設けると、それが微生物に汚染されやすい。これらの設備は、土ぼこり が入りにくくし、清掃や消毒を十分行うことが必要である。

また、浴槽水は、入浴者から各種の有機質が常に補給され、これらを栄養源として、ろ過器、浴槽や配管の内壁等に定着して微生物が定着・増殖する。しかも、その菌体表面に生産された生物膜によって、外界からの不利な条件(塩素剤等の殺菌剤)から保護されているため、浴槽水を消毒するだけではレジオネラ属菌等の微生物の繁殖は防げない。そのため、浴槽水の消毒のみならず常にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を認めたならば直ちにそれを除去することが必要である。

ジャグジーや打たせ湯等は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすいので、連日使用している浴槽水でジャグジー等の使用を控えたり、打たせ湯等で再利用された浴槽水の使用を控える等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減らすことが必要である。

第3 特に留意すべき事項

近年の入浴施設では、湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、 湯水を再利用するため一時的に貯留する槽(タンク)及びそれらの設備をつな ぐ配管を伴い、複雑な循環系を構成することが多くなっている。また、温泉 水を利用する設備、湯を豊富にみせるための演出や露天風呂、ジャグジーや 打たせ湯の設置など様々な工夫により、入浴者を楽しませる設備が付帯され るようになってきた。これまでのレジオネラ症の発生事例を踏まえると、これら設備の衛生管理、構造設備上の措置を十分行う必要がある。

浴槽水を汚染する微生物は、入浴者の体表に付着したり、土ぼこり及び露 天風呂等から侵入する。温泉水等を利用する施設で一時的に湯を貯留する設 備を設けると、それが微生物に汚染されやすい。これらの設備は、土ぼこり が入りにくくし、清掃や消毒を十分行うことが必要である。

また、浴槽水は、入浴者から各種の有機質が常に補給され、これらを栄養源として、ろ過器、浴槽や配管の内壁等に定着して微生物が定着・増殖する。しかも、その菌体表面に生産された生物膜によって、外界からの不利な条件(塩素剤等の殺菌剤)から保護されているため、浴槽水を消毒するだけではレジオネラ属菌等の微生物の繁殖は防げない。そのため、浴槽水の消毒のみならず常にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を認めたならば直ちにそれを除去することが必要である。

ジャグジーや打たせ湯等は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすいので、連日使用している浴槽水でジャグジー等の使用を控えたり、打たせ湯等で再利用された浴槽水の使用を控える等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減らすことが必要である。

第4 関係法令の遵守

旅館業における施設、設備等の管理等については、旅館業法、旅館業法施 行令やこの要領によることとするほか、建築基準法、消防法その他各種関係 法令の遵守が必要である。 (新設)

Ⅱ 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

(施設の周囲)

1 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造であること。

(施設一般)

- 2 施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境の調和する構造設備であること。
- 3 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に 設けないこと。

ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、 この限りでないこと。

- 4 施設は、ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。
- 5 施設の外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。
- 6 施設は、適当な防湿及び排水の設備を有すること。

Ⅱ 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

(施設の周囲)

1 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造であること。

(施設一般)

- 2 施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境の調和する構造設備であること。
- 3 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に 設けないこと。

ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、 この限りでないこと。

- 4 施設は、ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。
- 5 施設の外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。
- 6 施設は、<u>耐久性を有する材料で築造し、</u>適当な防湿及び排水の設備を 有すること。

7 玄関帳場又はフロント、ロビー、客室、調理室配膳室、食堂、宴会場又はホールその他の飲食する場所、浴室、脱衣場、洗濯室、便所、洗面所、土産品専用売場、娯楽室、事務室、更衣室その他特定の用途を有する施設は、隔壁等によりそれぞれ区分すること。

7 玄関帳場又はフロント、ロビー、客室、調理室配膳室、食堂、宴会場又はホールその他の飲食する場所、浴室、脱衣場、洗濯室、便所、洗面所、土産品専用売場、娯楽室、事務室、更衣室その他特定の用途を有する施設は、隔壁等によりそれぞれ区分すること。

(削る)

(削る)

(削る)

8 施設の天井は、原則として床面からおおむね2.4m以上の高さを有すること。

また、浴室、脱衣場、洗面所、便所、配膳室その他これに類する場所の 天井は、原則としてすき間がなく、平滑で、清掃が容易に行える構造であり、必要に応じて結露を防止できる構造であること。

- 9 畳及びカーペットその他これに類する敷物のある客室等を除く浴室、脱 衣場、便所、廊下等の床面は、原則として不浸透性を有し、平滑で摩擦に 強く、亀裂を生じにくい材料で築造し、かつ、清掃が容易に行える構造で あること。
- 10 内壁は、原則として意匠の部分を除き、平滑で、すき間がなく、かつ、 清掃が容易に行える構造であること。

また、浴室、共同洗面所、便所その他水を使用する場所にあっては、床 面から1m以上が不浸透性を有する材料で築造又は腰張りすることとし、更 に内壁と床面の境界にアールを付けることが望ましいこと。

(玄関帳場又はフロント)

- <u>8</u> 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を 満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。
 - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
 - (2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。

(削る)

(削る)

- (3) 旅館営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に応対する構造の部屋を玄関に付設することができること。
- (4) モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。

(玄関帳場又はフロント)

- 11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を 満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。
 - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過 する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることが できない構造設備でないこと。
 - (2) 玄関帳場又はフロントは、受付台の長さが1.8m以上を有するなど 事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面 接できる構造であること。
 - (3) 玄関帳場又はフロントの内側にあって、受付台から適当な距離を 隔てて客室のカギを保管する設備を有すること。
 - (4) 玄関帳場又はフロントの受付台の前の場所は、収容定員に応じて十分な広さを有し、1.6m以内には、植木、カーテン等宿泊事務に支障となる物品を備え付けてはならないこと。
 - (5) 旅館営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に応対する構造の部屋を玄関に付設することができること。
 - (6) モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。

(ロビー)

9 ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。この場合、喫煙場所は、床面を難燃性を有する材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、かつ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造設備であること。

(削る)

(ロビー)

12 ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。この場合、喫煙場所は、床面を難燃性を有する材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、かつ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造設備であること。

また、ロビーは、次式により得られる以上の面積を有することが望ま しいこと。

<u>ロビーの面積=収容定員× {(0.1※1×6.3m²※2×1∕4)+(0.2※1×</u> 1.1m²※3)}

(注)※1 最も混雑する時間帯の利用率

※2 4人がけの応接セツト及び所要の通路面積=0.8×1.8m+1.8×2.7m=6.3m²

※3 1人がけの椅子面積=0.9×1.2m=1.08m²≒1.1m²
なお、ホテル営業にあっては、ロビーを設けること。

(廊下、階段)

10 廊下、階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、<u>適当な幅、高さ及び</u>踏面を有し、清掃が容易に行える構造であること。

また、階段には、高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設 備を設けることが望ましいこと。

(客室)

11 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

(削除)

(1) 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造である こと。

(削る)

(2) 客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、 地階に設けてはならないこと。

また、窓のない客室は、設けないこと。

(廊下、階段)

13 廊下、階段(踊り場を含む。以下同じ。)は、<u>おおむね1.2m以上の幅員</u> (1.6m以上が望ましい。)及び適当なけあげ、</u>踏面を有し、清掃が容易に 行える構造であること。

また、階段には、高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設 備を設けることが望ましいこと。

(客室)

- 14 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。
- (1) 屋根裏の清掃が容易にできるものを除き、天井を設けること。
- (2) 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

また、宿泊者の衣類及び携帯品を収納できる適当な規模又は広さの 専用保管設備及び場所を有すること。

- (3) 善良風俗の保持のため、振動寝台、回転寝台等人の性的好奇心をそ そる特殊な構造の寝具及び壁、天井等に就寝する姿を映す大型の鏡、 その他人の性的好奇心をそそる物品を備え付けないことが望ましい こと。
- (4) 客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。

また、窓のない客室は、設けないこと。

- (3) ホテル営業の客室にあっては、次の要件を満たすものであること。
 - 1) 客室の数は、10室以上であること。この場合、洋室の数は、客室総数の2分の1を超えて有すること。
 - 2) 1洋室の床面積は、9m²以上であること(13m²以上が望ましいこと。)。

(削る)

(削る)

- <u>3)</u> 洋室に宿泊者の利便を図るため、机、いす、テレビその他家具を置く場合は、清掃に支障が生じないよう適当な位置に置くこと。
- 4) 洋室の寝具は、洋式のものであること。

- (5) ホテル営業の客室にあっては、次の要件を満たすものであること。
 - 1) 客室の数は、10室以上であること。この場合、洋室の数は、客室総数の2分の1を超えて有すること。
 - 2) 1洋室の床面積は、9m²以上であること(13m²以上が望ましいこと。)。
 - 3) 1洋室の幅員は、2m以上であること(2.5m以上が望ましいこと。)。
 - 4) 寝台1個当たりの床面積は、4.5m²以上の広さを有すること。
 - 5) 洋室に宿泊者の利便を図るため、机、いす、テレビその他家具を置く場合は、清掃に支障が生じないよう適当な位置に置くこと。
 - <u>6) 洋室の寝具は、洋式のものであり、その他次に掲げるところによ</u> ること。
 - <u>a 寝台は、幅員0.85m、長さ1.95m以上の広さを有すること(幅員</u> 1.0m、長さ2.1m以上が望ましいこと。)。
 - <u>b 寝台は、床面からマットレスの上面までの高さがおおむね0.4m</u> 以上あること。
 - c 寝台を隣接して置く場合は、おおむね0.75m以上の間隔を有することが望ましいこと。
 - d マットレスは適当な厚さを有していること(おおむね10cm程度が望ましいこと。)。
 - e 毛布は、身体を包むのに十分な大きさを有していること(おお むね幅員1.4m、長さ2.3m以上を有することが望ましいこと。)。

- 5) 出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。
- 6) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。
- <u>7)</u> 和式の構造設備による客室(以下「和室」という。)を設ける場合 は、次の(4)((4)1)を除く。)に該当するものであること。
- (4) 旅館営業の客室にあっては、次の要件を満たすものであること。
 - 1) 客室の数は、5室以上であること。この場合和室の数は、客室総数の2分の1を超えて有すること。
 - 1和室の床面積は、7m²以上であること(9m²以上が望ましいこと。)。
 (削る)

(削る)

- <u>3)</u> 和室の寝具は、和式のものであり、就寝に支障が生じないよう適当な大きさを有していること。
- <u>4)</u> 洋室を設ける場合は、前記の<u>(3)((3)1)</u>を除く。)に該当するものであること。

- 7) 出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。
- 8) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。
- 9) 和式の構造設備による客室(以下「和室」という。)を設ける場合は、次の(6)((6)1)を除く。)に該当するものであること。
- (6) 旅館営業の客室にあっては、次の要件を満たすものであること。
 - 1) 客室の数は、5室以上であること。この場合和室の数は、客室総数の2分の1を超えて有すること。
 - 2) 1和室の床面積は、7m²以上であること(9m²以上が望ましいこと。)。
 - 3) 和室と他の和室、廊下等との境は、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するものを用いて区画すること。
 - 4) 和室には、適当な位置に寝具を収納する押入れ又はこれに類する 保管設備を設けること。
 - <u>5)</u> 和室の寝具は、和式のものであり、就寝に支障が生じないよう適当な大きさを有していること。
 - <u>6)</u> 洋室を設ける場合は、前記の<u>(5)((5)1)</u>を除く。)に該当するものであること。

(浴室)

- 12 浴室の構造設備は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 浴室(脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。

(削る)

(2) 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

(削る)

(削る)

- (3) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各1か所以上の ものを有すること。
- (4) 浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。
 - 1) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

(浴室)

- 15 浴室の構造設備は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 浴室(脱衣場を含む。)の内部が当該浴室の外から容易に見えるよう な性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。
 - (2) 床面(排水溝を含む。(3)において同じ。)、内壁(床面から1m以上(腰張りを含む。))及び浴槽は、耐水性を有する材料を用いて築造すること。
 - (3) 床面及び浴槽の底面は、排水が容易に行えるようおおむね100分の 1.5以上の適当な勾配を付け、すき間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
 - (4) 内壁及び天井は、汚れが分かりやすいよう明るい色彩であることが 望ましいこと。
 - (5) 浴室は、湯気を適切に排出できる構造であること。
 - (6) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各1か所以上 のものを有すること。
 - (7) 浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。
 - 1) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

2) 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。 (削除)

必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、小児等に 配慮したものであることが望ましいこと。

b 浴槽内面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。 (削る)

- 2) 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。
 - a <u>浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね5cm以上(15cm以上が望ましいこと。)の適当な高さを</u>有すること。

<u>また、</u>必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、 小児等に配慮したものであることが望ましいこと。

b 浴槽内面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。<u>こ</u>の場合、その広さは、次式により得られる面積以上であることが 望ましいこと。

> 浴槽内面積=収容定員※1×0.5※2×0.5※3×0.5m²※4 ×宿泊者男女比※5

- (注)※1 入浴設備を有しない客室定員の合計に、専用の入浴設 備を有する客室定員の合計の50%を加えた人数を収 容定員とすること。
 - ※2 入浴者の最も多い時間帯(20~21時)の入浴者数を収容定員の50%としたこと。
 - ※3 入浴者のうち浴槽使用者及び洗い場使用者の比率を 50%としたこと。
 - ※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積
 - ※5 宿泊者男女比は、各施設の特性により設定すること。

- c 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に浴槽ごとに1個以上の隔測 温度計を備え、常に清浄な湯及び水を供給することができる設備を 有すること。
- d 浴槽は、熱湯が入浴者に直接接触しない構造であること。 ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあっては、 その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。
- e 洗い場の面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。

(削る)

- c 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に浴槽ごとに1個以上の 隔測温度計を備え、常に清浄な湯及び水を供給することができる 設備を有すること。
- d 浴槽は、熱湯が入浴者に直接接触しない構造であること。 ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあっては、 その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をする こと。
- e 洗い場の面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。 この場合、その広さは次式により得られる面積以上であることが 望ましいこと。

洗い場面積=収容定員※1×0.5※2×0.5※3×1.1m²※6×宿泊者男女比※5

(注)※1、2、3、5 前記bの(注)を参照すること。

※6 入浴者1人当りの洗い場使用面積

(削る)

f 入浴者の利用しやすい場所に、飲料水を供給する設備を設置す ること。

(削る)

f 洗い場には、収容定員に応じて適当な数の上り用湯及び上り用水を供給する設備(以下「給水(湯)栓」という。)を有し、当該湯及び水が飲用不適なものにあっては、その給水(湯)栓の周囲のよく見える場所に飲用不適である旨の表示を掲示すること。

<u>この場合、給水(湯)栓は、次式により得られる数以上であるこ</u> とが望ましいこと。

(注)※1、2、3、5 前記 bの(注)を参照すること。

給水(湯)栓数は、小数点以下を四捨五入して算定すること。

- g 洗い場の適当な場所に、1カ所以上の飲料水を供給する設備を設置し、その周囲のよく見える場所に、飲用適である旨の表示を掲示すること。
- <u>h</u> 洗い場には、収容定員に応じて十分な個数の洗いおけ及び腰掛を置くこと。

- g ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を 講じること。
 - ① ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
 - ② 浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
 - ③ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、当該湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること。
 - ④ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- <u>h</u> 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- i 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- <u>j</u> 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に 混じることのない構造であること。

- <u>i</u> ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を 講じること。
- ① ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- ② 浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- ③ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、当該湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること。
- ④ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- <u>j</u> 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- <u>k</u> 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- <u></u> 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯 に混じることのない構造であること。

<u>k</u> オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。

(削る)

- (5) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、前記(3)の他次に掲げる ところによること。
 - 1) 室又は設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
 - 2) 室内又は設備内は、換気を適切に行うため、排気口は、適当な位置に設けること。
 - 3) 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

(削除)

4) 室内及び設備内に放熱パイプを備え付ける場合は、これが 直接身体に接触しない構造であること。

- m オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。
- (8) 浴室に備え付けている木製のふた、すのこ、洗いおけ、腰掛等は、 腐食が著しく生じていないものであること。
- (9) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、前記(3)(浴槽に関する部分を除く。)、(4)及び(6)の他次に掲げるところによること。
 - 1) 室又は設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
 - 2) 室内又は設備内は、換気を適切に行うため、<u>給気口は、室内の最</u> <u>も低い床面に近接する適当な位置に設け、</u>排気口は、<u>室内の最も高</u> <u>い床面の上部にある天井に近接する</u>適当な位置に設けること。
 - 3) 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
 - 4) 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。
 - 5) 室内及び設備内に放熱パイプを備え付ける場合は、これが直接身体に接触しない構造であること。

- 5) 火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に適切に対処し、又はこれら異常な事態が生じないよう入浴上の注意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。
- (6) ホテル営業にあっては、前記の(1)から(5)までに掲げる要件による ことの他宿泊者の需要を満たすことができる洋式浴室又はシャワー 室を有すること。

- 6) 火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生 に適切に対処し、又はこれら異常な事態が生じないよう入浴上の注 意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。
- (10) ホテル営業にあっては、前記の(1)から(9)までに掲げる要件によることの他宿泊者の需要を満たすことができる洋式浴室又はシャワー室を有することとし、この場合、次に掲げるところによること。
 - 1) 洋室には、原則として洋式浴室又はシャワ一室を設けること。
 - 2) 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。
 - 3) 洋式浴室又はシャワー室には、シャワー設備を備え付け、水又は 適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調節できる装置を有 するものであること。
 - 4) シャワー設備を有する室には、必要に応じてシャワー水の飛散を防止するためカーテン等を備え付けること。
 - 5) シャワー室に脱衣場を付設する場合、脱衣場の床面は、シャワー 室の水が流入しないよう当該室より5cm以上の高さを有すること。

(7) 旅館営業にあっては、当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に 支障をきたさないと認められる場合には、宿泊者の需要を満たすこ とができる適当な規模の入浴設備を必ずしも有する必要のないこ と。

(入浴用給湯・給水設備)

- 13 入浴用給湯・給水設備は次の要件を十分に満たしていること。
 - (1) 原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する水の水質は、「公 衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合していることを確認 したものであること。

6) 共同用のシャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないよう 適当な数のシャワー設備を備え付けること。

なお、シャワー設備の数は、入浴設備を有しない客室定員を合計 した人数に対しおおむね10人に1個の割合で備え付けることが望ま しいこと。

ただし、その他共同浴室を併設する場合は、その入浴定員を勘案 し、シャワー設備の数を適当に減らして備え付けることができるこ と。

(11) 旅館営業にあっては、当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴 に支障をきたさないと認められる場合には、宿泊者の需要を満たす ことができる適当な規模の入浴設備を必ずしも有する必要のないこと。

なお、洋式浴室又はシャワー室を設ける場合は、前記の(10)に該 当するものであること。

(入浴用給湯・給水設備)

- 16 入浴用給湯・給水設備は次の要件を十分に満たしていること。
 - (1) <u>水道水以外の水を</u>原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する<u>場合</u>は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合していることを確認したものであること。

- (2) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。
- (3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

(脱衣場)

14 脱衣場を設ける場合は、収容定員に応じて十分な広さを有し、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備(脱衣場に隣接するものを含む。)及び衣類を収納する保管設備を有すること。

なお、共同浴室にあっては、脱衣場を付設すること。

- (2) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。
- (3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

(脱衣場)

17 脱衣場を設ける場合は、収容定員に応じて十分な広さを有し(浴室面積 の50%以上が望ましいこと。)、入浴者の需要を満たすことができるよう 適当な数の洗面設備(脱衣場に隣接するものを含む。)及び衣類を収納する保管設備を有すること。

なお、共同浴室にあっては、脱衣場を付設すること。

(削除)

(洗面所)

- 15 洗面所は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な規模を有し、 次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること。

(削る)

(削る)

- (2) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有すること。
- (3) 共同洗面所に共同洗面設備(2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの 受水槽を共用するものをいう。)を設ける場合は、給水栓の間が適当 な間隔を有していること。

(マッサージ室)

18 マッサージ室を設ける場合は、他の場所と明確に区分する専用の室又は場所であって、外部から内部を容易に見通すことができる構造であること。

(洗面所)

- 19 洗面所は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な規模を有し、 次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること。
 - (2) 洗面設備は、不浸透性及び耐熱性の材料を用いて作られ、清掃が容易に行え、かつ、流水受槽式の構造であって、十分な大きさを有すること(1給水栓当たり幅員0.6m、奥行0.5m以上が望ましいこと。)。なお、洗面設備には、給湯ができる設備を有することが望ましいこと。
 - (3) 洗面設備には、洗面に必要な石ケン、消毒液、タオル、紙製タオル 等のものを置くことができる設備を備え付けることが望ましいこと。
 - (4) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、<u>収容定員(洗面設備を付設する客室の定員を除く。)に応じて</u>適当な数を有すること(5人当たり1個以上の割合で、ただし、30人を超える場合10人当たり1個以上の割合が望ましいこと。)。
 - (5) 共同洗面所に共同洗面設備(2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの 受水槽を共用するものをいう。)を設ける場合は、給水栓の間が適当 な間隔を有していること(おおむね0.7m以上が望ましいこと。)。

(便所)

- 16 便所は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 手洗設備は、前記の15(洗面所)に係る基準に準じて設けること。
 - (2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。

なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適 当な数を備え付けること。

(削る)

(便所)

- 20 便所は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 手洗設備は、前記の<u>19</u>(洗面所)に係る基準に準じて設けること。 <u>ただし、共同洗面設備を設ける場合は、給水栓の間隔を0.5m以上</u> とすることができること。
 - (2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、<u>収容定員に応じ</u>適当 な数を有すること。

なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、 おおむね同数の割合で便所を設け、その便器は、収容定員(便所を付 設する客室の定員を除く。)に応じて適当な数を備え付けること。

なお、便器の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましいこと。この場合、大便器と小便器の割合は、原則としてほぼ同数にすること。

1) 収容定員が30人以下の場合

| <u>収 容 定 員</u> | <u>便 器 数</u> | |
|----------------|--------------|--------------|
| | 大 便 器 | <u>小 便 器</u> |
| <u>1~5</u> | 1 | 1 |
| <u>6~10</u> | <u>2</u> | 1 |
| <u>11~15</u> | 2 | <u>2</u> |
| <u>16~20</u> | 3 | <u>2</u> |
| 21~25 26~30 | <u>3</u> | 3 |
| <u>26~30</u> | 4 | <u>3</u> |

(削除)

(削除)

(3) 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。この場合、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること。

(削除)

(削除)

(削除)

- (4) 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの移動に支障が生じないよう 十分な広さを有すること。
- (5) 便所は、悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。
- (6) 便所の清掃用具はその他の清掃用具と共用しないこと。

- 2) 収容定員が31人以上300人以下の場合は、10人増加するごとに1個の割合で30人までの便器数7個に加算すること。
- 3) 収容定員が301人を超える場合は、20人増加するごとに1個の割合で300人までの便器数34個に加算すること。
- (3) 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。この場合、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること<u>(お</u>おむね3m以上が望ましいこと。)。

<u>なお、2階以上に客室を設ける場合、その収容定員の合計が5人未満</u> の階には、便所を必ずしも設けなくてもよいこと。

- (4) 大便所は、適当な広さを有する(おおむね幅員0.9m、奥行1.2m以上が望ましいこと。)構造であること。
- (5) 座便式便所を設ける場合は、便所の正面の出入口からおおむね0.4m 以上の間隔を有することが望ましいこと。
- (6) 小便器を隣接して設ける場合、小便器の間は、適当な間隔を有する こと(おおむね0.7m以上が望ましいこと。)。
- (7) 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの移動に支障が生じないよう十分な広さを有すること。
- (8) 便所は、悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。
- (9) 便所<u>には、清掃用具専用の保管設備及び洗い場を設けることが望ま</u> しいこと。

(7) ホテル営業にあっては、便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、洋室に付設する場合は座便式便器を有するものであること。

(削る)

(調理室)

17 調理室を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)第51条の規定に基づき都道府県知事等が定める飲食店営業の施設基準に適合するものであること。

また、その他同法に基づく指導に従い、良好な構造設備にすること。 なお、共同自炊用の調理室を設ける場合は、宿泊者の自炊の需要を満た すことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けてい ること。

(配膳用リフト及びコンテナ)

18 配膳用リフト及びコンテナを置く場合、これらは、耐久性及び不浸透性を有する材料で作られ、食品等の出入れ及び清掃が容易に行える構造であること。

(10) ホテル営業にあっては、便所は、水洗式であり、かつ、座便式の ものがあり、洋室に付設する場合は座便式便器を有するものであるこ と。

また、共同便所を設ける場合、座便式便器の数は、男子用大便器及 び女子用便器の各総数の2分の1以上を有することが望ましいこと。

(保管室)

21 寝具、清掃用具等の保管室は、従業員等の利用しやすい位置に設け、 収容する数量に応じて十分な大きさを有すること。

(調理室)

22 調理室を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)第20条の規定に基づき都道府県知事等が定める飲食店営業の施設基準に適合するものであること。

また、その他同法に基づく指導に従い、良好な構造設備にすること。 なお、共同自炊用の調理室を設ける場合は、宿泊者の自炊の需要を満た すことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けてい ること。

(配膳用リフト及びコンテナ)

23 配膳用リフト及びコンテナを置く場合、これらは、耐久性及び不浸透性を有する材料で作られ、食品等の出入れ及び清掃が容易に行える構造であること。

(配膳室)

- 19 配膳室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 配膳室は、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有し、その他の場所とは明らかに区分すること。
 - (2) 配膳室には、配膳数量に応じ十分な大きさを有し、清掃及び食品等の出入れが容易にできる保管設備及び配膳台を置くこと。

(削る)

<u>(3)</u> 配膳室内の見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。

(食堂等)

- <u>20</u> 食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室を設ける場合は、次の 要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 宿泊者等の食事の需要を満たすことができるよう適当な広さを有すること。
 - (2) 室内には、宿泊者等が容易に見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。

(削る)

(配膳室)

- 24 配膳室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 配膳室は、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有し、その他の場所とは明らかに区分すること。
 - (2) 配膳室には、配膳数量に応じ十分な大きさを有し、清掃及び食品等の出入れが容易にできる保管設備及び配膳台を置くこと。
 - (3) 内壁は、床面からおおむね1m以上を不浸透性を有する材料で築造ま たは腰張りすること。
- (4) 配膳室内の見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。 (食堂等)
 - 25 食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室を設ける場合は、次の 要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 宿泊者等の食事の需要を満たすことができるよう<u>収容定員等利用の実態を勘案し、</u>適当な広さを有すること。<u>この場合、1人当たり0.8m²以上を有すること(1m²以上が望ましいこと。)。</u>
 - (2) 室内には、宿泊者等が容易に見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。
 - (3) ホテル営業にあっては食堂を設ける場合は、いす、テーブル等の洋式の設備を有すること。

(削る)

(洗濯室)

21 洗濯室を設ける場合は、洗濯物の量に応じ、これを適切に処理することができるよう適当な広さ及び洗濯設備を有し、その他の構造設備については、「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和57年3月31日環指第48号)に準ずるものとすること。

(プール)

22 プールを設ける場合は、<u>地方公共団体が定める条例等により設けること。定めがない場合は、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5</u>月28日健発第052803号)を参照して設けることが望ましいこと。

(給水設備)

- 23 給水設備は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。

なお、水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合に あっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。

(土産品専用売場)

26 土産品専用売場を設ける場合は、販売に支障がない広さを有し、清掃が容易で、かつ、清潔を十分に保つことができる構造であり、食品等の販売及び保管用設備は、清掃及び人の移動に支障がないように置き、また、冷凍庫及び冷蔵庫を置く場所の床面は、不浸透性で亀裂を生じにくい材料で築造又は措置すること。

(洗濯室)

27 洗濯室を設ける場合は、洗濯物の量に応じ、これを適切に処理することができるよう適当な広さ及び洗濯設備を有し、その他の構造設備については、「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和57年3月31日環指第48号)に準ずるものとすること。

(プール)

28 プールを設ける場合は、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成13年7月24日健発第774号)により設けることとし、100m3未満の場合は、これに準じて設けることが望ましいこと。

(給水設備)

- 29 給水設備は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 水道水その他飲用に適する水(以下「飲料水」という。) を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。

なお、水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合に あっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。

- (2) 雑用水を供給する設備を設ける場合は、飲料水との誤飲を避けるためその旨の表示を当該設備の周囲の容易に見えるところに掲示すること。
- (3) 埋没式(地面に埋めるものをいう。)の受水槽にあっては、雨水等による冠水を防止するためマンホールは、防水型とし、その開口部は、 適当な立ち上げを有すること(10cm以上の高さを有することが望ましいこと。)。
- (4) 受水槽、高置水槽等の貯水槽は、不浸透性の材料を用い、密閉構造とし、そのマンホールは、密閉及び施錠することができ、通気管、オーバーフロー管、ドレーン管は、害虫を防除できる構造であること。
- (5) 受水槽及び高置水槽等の貯水槽の内部及び周辺は、清掃及び消毒が容易に行える構造であること。
- (6) 井戸水を飲料水として使用する場合、浅井戸にあっては、便所、 汚水溜等不潔な場所から20m以上の距離を有して位置し、その他の井 戸は、少なくとも5m以上の距離を有して位置すること。

(し尿及び排水処理設備)

24 し尿及び排水処理設備は、衛生害虫等の発生を防除し、かつ、し尿及び排水を適正に処理できる性能を有する構造設備であること。

- (2) 雑用水を供給する設備を設ける場合は、飲料水との誤飲を避けるためその旨の表示を当該設備の周囲の容易に見えるところに掲示すること。
- (3) 埋没式(地面に埋めるものをいう。)の受水槽にあっては、雨水等による冠水を防止するためマンホールは、防水型とし、その開口部は、 適当な立ち上げを有すること(10cm以上の高さを有することが望ましいこと。)。
- (4) 受水槽、高置水槽等の貯水槽は、不浸透性の材料を用い、密閉構造 とし、そのマンホールは、密閉及び施錠することができ、通気管、オ ーバーフロー管、ドレーン管は、害虫を防除できる構造であること。
- (5) 受水槽及び高置水槽等の貯水槽の内部及び周辺は、清掃及び消毒が容易に行える構造であること。
- (6) 井戸水を飲料水として使用する場合、浅井戸にあっては、便所、汚水溜等不潔な場所から20m以上の距離を有して位置し、その他の井戸は、少なくとも5m以上の距離を有して位置すること。

(し尿及び排水処理設備)

30 し尿及び排水処理設備は、衛生害虫等の発生を防除し、かつ、し尿及び排水を適正に処理できる性能を有する構造設備であること。

(廃棄物集積場等)

25 施設には、不浸透性の材料で作られ、かつ、汚液(汚水を含む。)、ご み等が飛散流出しない構造のごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な 位置に置くこと。

また、廃棄物の量が著しく多い大規模な施設にあっては、不浸透性の 材料で作り、かつ、給水栓を設ける等清掃が容易にできる構造の専用の 廃棄物の集積場又は処理設備を適当な位置に設けること。

(ガス設備)

- 26 ガス設備を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) ガス設備は、腐蝕しにくい適当な材料で作られ、かつ、有害であるガスを漏出しないよう次に掲げるところによるものであること。
 - 1) 調理室のガス設備は、その他の場所のガス供給系統と区別する など専用の構造であること。
 - 2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室に備え付けるガス設備には、専用の元栓があり、その接続部は容易に取り外しができない構造であること。
 - 3) ガスが流通する管は、堅固な材料で作るなどガスの流通が容易 に中断されないよう適切な構造であること。

(廃棄物集積場等)

31 施設には、不浸透性の材料で作られ、かつ、汚液(汚水を含む。)、ご み等が飛散流出しない構造のごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な 位置に置くこと。

また、廃棄物の量が著しく多い大規模な施設にあっては、不浸透性の 材料で作り、かつ、給水栓を設ける等清掃が容易にできる構造の専用の 廃棄物の集積場又は処理設備を適当な位置に設けること。

(ガス設備)

- 32 ガス設備を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) ガス設備は、腐蝕しにくい適当な材料で作られ、かつ、有害であるガスを漏出しないよう次に掲げるところによるものであること。
 - 1) 調理室のガス設備は、その他の場所のガス供給系統と区別する など専用の構造であること。
 - 2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室に備え付けるガス設備には、専用の元栓があり、その接続部は容易に取り外しができない構造であること。
 - 3) ガスが流通する管は、堅固な材料で作るなどガスの流通が容易 に中断されないよう適切な構造であること。

(2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室にガス設備を備え付ける場合は、室内の客の見やすい位置にガス栓の所在場所、ガス元栓の開閉時間及びガスの使用方法等についての注意の表示等を掲示すること。

(採光・照明設備)

- <u>27</u> 施設には、適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満た すものであること。
 - (1) 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。

(2) 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は 業務上の必要な照度を満たすものとすること。

(2) 客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室にガス設備を備え付ける場合は、室内の客の見やすい位置にガス栓の所在場所、ガス元栓の開閉時間及びガスの使用方法等についての注意の表示等を掲示すること。

(採光・照明設備)

- 33 施設には、適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満た すものであること。
 - (1) 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であり、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、おおむね面積の8分の1以上を有すること(5分の1以上が望ましいこと。)。

なお、和室の採光面積は、幅員0.9m以上の縁側を隔てるときは、 その採光面積のおおむね2分の1を有効面積とみなし、随時開放し得る ふすま、障子類によって仕切られた2室の場合、本号の適用について は1室とみなすこと。

(2) 照明設備は、後記「Ⅲ施設についての換気、採光、照明、防湿及び 清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」25(照明)の基準に定め る照度性能を十分に満たすものであること。

(換気関係設備)

28 施設は、外気に面して開放することのできる換気口を設けるなど自然換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保するか、または内部の汚染空気の排除、温度、湿度の調整等を行うため適当な機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)若しくは空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)を有し、次の要件を十分に満たすものであること。

(削る)

- (1) 機械換気設備及び空気調和設備は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - 1) 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないように適当な位置に設けること。
 - 2) 外気の清浄度が不十分なときは、空気を浄化する適当な設備を設けること。
 - 3) 給気口は、内部に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、 局部的に空気の流れが停滞しないよう良好な気流分布を得るため 適当な吹出性能のものを、また排気を効果的にできる適当な吸引性 能のものを、適当な位置に設けること。

(換気関係設備)

- 34 施設は、外気に面して開放することのできる換気口を設けるなど自然 換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保するか、または内部の汚 染空気の排除、温度、湿度の調整等を行うため適当な機械換気設備(空気 を浄化し、その流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる 設備をいう。)若しくは空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及 び流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。) を有し、次の要件を十分に満たすものであること。
 - (1) 機械換気設備又は空気調和設備を備え付ける場合は、後記「皿施設 についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必 要な措置の基準」24(換気)の基準に定める空気環境の基準を十分に満 たす性能を有するものであること。
- (2) 機械換気設備及び空気調和設備は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - 1) 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないように適当な位置に設けること。
 - 2) 外気の清浄度が不十分なときは、空気を浄化する適当な設備を設けること。
 - 3) 給気口は、内部に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、 局部的に空気の流れが停滞しないよう良好な気流分布を得るため 適当な吹出性能のものを、また排気を効果的にできる適当な吸引性 能のものを、適当な位置に設けること。

- 4) 送風機(給気用・排気用)は、風道その他の抵抗及び外風圧に対して、安定した所定の風量が得られる機能を有すること。
- 5) 風道は、漏れが少ない気密性の高い構造であること。 また、風道の材料は、容易に劣化し、又は吸気を汚染するおそれの ないものであること。
- 6) 送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分は、保守点検、整備が容易にできる構造であること。
- 7) 給気口及び排気口(排気筒の頂部を含む。)には、雨水又はこん虫、 鳥、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防止するための設備を 備え付けること。
- (2) 空気調和設備を設けているところは、客室、廊下等の適当な位置に 容易に見えるよう温度計及び湿度計を備え付けること。

(暖房設備)

29 客室に暖房設備を備ける場合は、密閉式の暖房設備(直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)その他半密閉式(廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。

なお、ホテル営業にあっては、当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。

- 4) 送風機(給気用・排気用)は、風道その他の抵抗及び外風圧に対して、安定した所定の風量が得られる機能を有すること。
- 5) 風道は、漏れが少ない気密性の高い構造であること。 また、風道の材料は、容易に劣化し、又は吸気を汚染するおそれの ないものであること。
- 6) 送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分は、保守点検、整備が容易にできる構造であること。
- 7) 給気口及び排気口(排気筒の頂部を含む。)には、雨水又はこん虫、 鳥、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防止するための設備を 備え付けること。
- (3) 空気調和設備を設けているところは、客室、廊下等の適当な位置に 容易に見えるよう温度計及び湿度計を備え付けること。

(暖房設備)

35 客室に暖房設備を備ける場合は、密閉式の暖房設備(直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)その他半密閉式(廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。)等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。

なお、ホテル営業にあっては、当該施設の規模に応じた適当な暖房の 設備を有すること。 (削除)

(寝具)

30 寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備え、清潔で衛生的なものであり、後記「皿施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」18(寝具の管理)の基準を満たすものであること。

(削る)

(削る)

(削る)

(自動販売機)

36 自動販売機を設ける場合は、販売に支障のない広さを有し、清掃が容易で清潔を十分保つことができる場所に位置し、食品の自動販売機については、「食品の自動販売機の衛生指導について」(昭和55年1月8日環食第1号)により備え付けることとし、その他のものについては、必要に応じてこれに準じて備え付けることが望ましいこと。

(寝具)

- 37 寝具は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備え、清潔で衛生的なものであり、後記「皿施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」26(寝具の管理)の基準を満たすものであること。
 - (2) 敷布又はシーツ、カバーその他これに類するものは、汚れが分かり やすいよう明るい色彩のものであること。
 - (3) 布団、枕等のカバーは、取り外しが容易にできる構造のものである こと。
 - (4) 布団、枕、マットレスその他これに類するものは、適当な大きさを 有し、容易に破れない材質の布で覆われていること。

(削る)

31 玄関、玄関帳場又はフロントの見やすい場所に営業許可証を掲示すること。

(削る)

(削る)

32 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うため客室と玄関帳場 又はフロント及び事務室の間には、電話等所要の設備を必要に応じて備 え付けることが望ましいこと。

(その他)

- 38 洗面所、便所の手洗い設備等に置く手ふき、タオルは、後記「Ⅲ施設 についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要 な措置の基準」27(タオル等の管理)の基準に定める基準を満たすものを 収容定員に応じて十分な数備えること。
- 39 客室には、定員及び室名若しくは室番号を、共同浴室、共同洗面室及 び共同便所には、その旨を、それぞれ入口の見やすい場所に掲示するこ と。
- 40 玄関、玄関帳場又はフロントの見やすい場所に営業許可証を掲示すること。
- 41 玄関帳場又はフロント及び客室の見やすい場所に宿泊料金を掲示する ことが望ましいこと。
- 42 カーペットは、水を多く使用する場所又は湿度が著しく高い場所等で ダニ及びカビが著しく発生するおそれのある場所には敷かないこと。
- 43 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うため客室と玄関帳場 又はフロント及び事務室の間には、電話等所要の設備を必要に応じて備 え付けることが望ましいこと。

- 33 従業者の更衣等に使用する室(以下「更衣室」という。)は、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成4年7月1日付け労働省告示第59号)」に従い、常時清潔で使いやすくしておくこと。 正と。 更衣室は、従業者専用とし、必要に応じて食品取扱い従業者と区分することが望ましいこと。
- 34 施設の設置場所が「旅館業法」(昭和23年法律第138号)第3条第3項 各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100m以内の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことをさえぎることができる設備を有すること。
- 第2 簡易宿所営業の施設設備の基準
 - 1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 客室の延床面積は、33m²(旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3m²に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。

(2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。 (削る)

- 44 従業者の更衣等に使用する室(以下「更衣室」という。)は、<u>従業者の数に応じて適当な規模及び数のロッカーを備え付けること。</u>更衣室は、従業者専用とし、必要に応じて食品取扱い従業者と区分することが望ましいこと。
- 45 施設の設置場所が「旅館業法」(昭和23年法律第138号)第3条第3項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100m以内の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことをさえぎることができる設備を有すること。

第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

- 1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (1) 客室の延床面積は、33m²(旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3m²に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。
 - (2) 客室の幅員は、2m以上を有することが望ましいこと。
 - (3) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。
 - (4) 1客室の床面積は、おおむね4.8m²以上であること(7m²以上が望ましいこと。)。ただし、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設は除く。

(削る)

(3) 階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。

(削る)

(削る)

- (4) 階層式寝台(上段)の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないよう手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。
- (5) いわゆるカプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。
 - 1) 良好な空気環境を保つことができる構造であること。
 - 2) 適当な照明設備を有すること。
 - 3) 就寝に支障が生じないよう適当な広さを有すること。
 - 4) その他の前記階層式寝台の<u>(3) 及び(4)</u>の基準を満たす構造であること。

- (5) 寝台1台当たりの床面積は、3.0m²以上の広さを有すること。 ただし、階層式寝台にあっては1台(2層を1台に換算する。)当たり の床面積は、おおむね4.5m²以上の広さを有すること。
- (6) 階層式寝台は、2層とし、その幅員は0.9m以上、長さ1.85m以上の広 さを有すること(幅員1.0m、長さ2.1m以上が望ましいこと。)。
- (7) 階層式寝台の上段と下段<u>及び最上段と天井の間</u>の間隔は、<u>それぞれ</u>おおむね1m以上であり、また下段の寝台は、床面からマットレス上面までの高さが0.35m以上であること。
- (8) 階層式寝台は、他の場所からの光線をさけることができるようカーテン等を備え付けるなど適当な構造設備であること。
- (9) 階層式寝台をおく天井は、床面よりおおむね2.5m以上の高さを有すること。
- (10) 階層式寝台(上段)の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないよう<u>床板からおおむね0.2m以上の高さに</u>手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。
- (11) いわゆるカプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。
 - 1) 良好な空気環境を保つことができる構造であること。
 - 2) 適当な照明設備を有すること。
 - 3) <u>幅員1m、長さ2.1m以上の</u>広さを有すること。
 - 4) その他の前記階層式寝台の<u>(5)から(10)まで</u>の基準を満たす構造 であること。

(6) その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の<u>11(客</u>室)の(1)及び(2)に準じて設けること。

(削る)

<u>2</u> 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましいこと。

ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設ける ことは要しないこと。

- (1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の 風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- (2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。<u>緊急時に対応できる体制については、宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。</u> (削る)

3 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、適当な幅を有すること。

- (12) その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の<u>14(客</u>室)の(1)から(4)に準じて設けること。
- <u>2 玄関には、必要に応じて宿泊客等のはき物を保管する設備を設けること。</u>
- <u>3</u> 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましいこと。

その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11(玄関帳場又はフロント)に準じて設けることが望ましいこと。ただし、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設であって、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。

- (1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良 の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- (2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための 体制が整備されていること。
- 4 客室と他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板戸及びこれに類するものを用いて区分すること。
- <u>5</u> 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、<u>おおむね1.2m以上の幅員を</u> 有すること(1.6m以上が望ましいこと。)。

- 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の12(浴室)の(1)から(6)までに準じて設けることが望ましいこと。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の15(洗面所)に準じて設けることが望ましいこと。
- 6 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の16(便所)に準じて設けることが望ましいこと。

- 6 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の15(浴室)の(1)から(10)までに準じて設けることが望ましいこと。
- 7 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の 19(洗面所)に準じて設けることが望ましいこと。
- 8 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル 営業及び旅館営業の施設設備の基準」の20(便所)に準じて設けることが 望ましいこと。
- 9 多数の宿泊者が利用する客室又はその階には、宿泊者の衣類その他携 行物品等を十分に収納できる専用の保管設備を収容定員数に応じて適当 数設けること。

- 7 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の27(採光・照明設備)及び28(換気関係設備)に準じて設けること。
- 8 その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の<u>1~7、9、</u>10、14、17~21、23~26及び29~34に準じて設けることが望ましいこと。

第3 下宿営業の施設設備の基準

- 1 客室は、次の要件を満たす構造設備のものであること。 (削除)
 - (1) 客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。

(削る)

(削る)

(2) その他、「第1 ホテル営業・旅館営業の施設設備の基準」の11(客室)の(1)及び(2)、(3)の2)から6)及び(4)の2)及び3)に準じて設けること。

(削る)

- 10 適当な換気、採光(客室の採光に必要な窓の面積は、床面積の10分の1 以上であること。)、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、 換気、採光、照明に係る設備については、「第1 ホテル営業及び旅館営 業の施設設備の基準」の33(採光・照明設備)及び34(換気関係設備)に準 じて設けること。
- 11 その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の1~10、 12、13、17、22~27、29~32及び35~45に準じて設けることが望ましい こと。

第3 下宿営業の施設設備の基準

- 1 客室は、次の要件を満たす構造設備のものであること。
 - <u>(1) 客室の数は、3室以上であること。</u>
 - <u>(2)</u> 客室は、収容定員に応じ十分な広さを有<u>し、1客室の床面積は、 $7m^2$ </u> 以上であること $(9m^2$ 以上が望ましいこと。)。
 - (3) 客室の幅員は、2m以上を有すること。
 - (4) 客室には、寝具及び宿泊者の携行物品等を十分に収納できる押入等 の保管設備を設けること。
 - (5) その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の<u>14</u>(客室)の(1)から(4)、(5)の2)から8)及び(6)の2)から5)に準じて設けること。
 - 2 客室の出入口及び窓は、かぎをかけることができること。

- 2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の12 (浴室)の(1)から(6)までに準じて設けること。
- 3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の15(洗面所)に準じて設けること。
- <u>4</u> 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル 営業及び旅館営業の施設設備の基準」の16(便所)に準じて設けること。
- 5 調理室及び食堂を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の17(調理室)及び20(食堂等)に準じて設けること。
- 6 必要に応じて、適当な広さの共同洗濯場及び洗濯設備を有すること。
- 7 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の27(採光・照明設備)及び28(換気関係設備)に準じて設けること。

- 3 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁、板、ふ すま等で区画されていること。
- 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の15(浴室)の(1)から(10)までに準じて設けること。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の19(洗面所)に準じて設けること。
- <u>6</u> 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル 営業及び旅館営業の施設設備の基準」の20(便所)に準じて設けること。
- 7 調理室及び食堂を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の22(調理室)及び25(食堂等)に準じて設けること。
- 8 必要に応じて、適当な広さの共同洗濯場及び洗濯設備を有すること。
- 9 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の33(採光・照明設備)及び34(換気関係設備)に準じて設けること。

- 8 寝具は、適当な数を有すること。
- 9 その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の1~8、10、14、18、19、23~26、29~34に準じて設けることが望ましいこと。

第4 季節的営業等における施設設備の基準の特例

ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別の事情があるものについては、客室の数及び床面積、玄関帳場又はフロント及びその他の基準について、適用の必要性がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときには、これらの基準によらないことができるものとする。

この場合の対象施設は、次のとおりとする。

1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り、営業するところであって、プレハブ等営業の都度容易に建築又は解体ができるもので、かつ、衛生上支障の生じないよう容易に管理ができる 構造設備の施設。

なお、温泉地における長期湯治宿泊客を対象とするところ(いわゆる温泉湯治場)で積雪等により、特定の季節に閉鎖するところについては、衛生上支障のないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

2 山小屋等交通が著しく不便な地域にあるところであって、利用度の低い施設。

- 10 寝具は、定員に応じて適当な数を有すること。
- 11 その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の1~11、 13、17、23、24、29~32、35~40及び42~45に準じて設けることが望まし いこと。

第4 季節的営業等における施設設備の基準の特例

ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別の事情があるものについては、客室の数及び床面積、玄関帳場又はフロント及びその他の基準について、適用の必要性がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときには、これらの基準によらないことができるものとする。

この場合の対象施設は、次のとおりとする。

1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り、営業するところであって、プレハブ等営業の都度容易に建築又は解体ができるもので、かつ、衛生上支障の生じないよう容易に管理ができる 構造設備の施設。

なお、温泉地における長期湯治宿泊客を対象とするところ(いわゆる温泉湯治場)で積雪等により、特定の季節に閉鎖するところについては、衛生上支障のないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

2 山小屋等交通が著しく不便な地域にあるところであって、利用度の低い施設。

- 3 体育会、博覧会等のため団体宿泊等一時的に営業するところであって、 プレハブ等容易に建築又は解体できるもので、かつ、衛生上支障が生じ ないよう容易に管理ができる構造設備の施設。
- Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

(施設の周囲)

1 施設の周囲は、<u>定期的に</u>清掃し、常に清潔を保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋去履土、焼却、 殺虫剤の散布等必要な措置を講じること。

また、周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障がないように保つこと。

(施設一般)

2 施設設備は、特に定める場合を除き、<u>定期的に</u>清掃し、必要に応じて 補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障のないように保つこと。 また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

なお、施設の維持管理のうち空気環境の調整、給水及び排水の管理、 清掃、ねずみ、昆虫等の防除については、建築物における衛生的環境の 確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定される「建築物環境衛 生管理基準」を遵守すること。(3,000㎡未満の施設については、努力義 務。)

(削る)

- 3 体育会、博覧会等のため団体宿泊等一時的に営業するところであって、 プレハブ等容易に建築又は解体できるもので、かつ、衛生上支障が生じ ないよう容易に管理ができる構造設備の施設。
- Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

(施設の周囲)

1 施設の周囲は、<u>1日1回以上</u>清掃し、常に清潔を保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋去履土、焼却、殺虫剤の散布等必要な措置を講じること。

また、周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障がないように保つこと。

(施設一般)

- 2 施設設備は、特に定める場合を除き、<u>1日1回以上</u>清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障のないように保つこと。 また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。
- なお、清掃に当たっては、特に、次のことに留意して行うこと。
 - <u>(1) 床板、タイル等の床面には、著しい破損及び汚れがないこと。</u>
 - (2) カーペットその他の敷物には著しい変色、汚れ及びカビの発生が ないこと。
 - (3) 内壁面及び天井面には、著しい破損、変色及び汚れがないこと。
- 3 温度計、湿度計、圧力計、流量計等の計器類は、定期的にその正確度 を点検し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

4 施設におけるねずみ、衛生害虫等の生息状況については、次の表により点検し、必要に応じて寝具、食品等が薬剤等により汚染を受けないようにして適当な防除措置を講じること。

また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

点検の対象及び標準的回数

| 対象場所 | <u>対象動物</u> | 標準的点検回数 |
|------------------|------------------|-------------------|
| 施設床下 | <u>ハエ、カ</u> | 1ヵ月に1回以上(た |
| | | <u>だし、冬期を除く。)</u> |
| | <u>ねずみ</u> | 6ヵ月に1回以上 |
| 配膳室、食品等の売 | <u>ねずみ、ゴキブリ</u> | 1ヵ月に1回以上 |
| 場、食堂、宴会場又 | | |
| はホールその他飲食 | | |
| に使用する場所 | | |
| 玄関、玄関帳場又は | <u>ねずみ、ゴキブリ</u> | 6ヵ月に1回以上 |
| <u>フロント、ロビー、</u> | | |
| 客室、娯楽室 | | |
| <u>客室、脱衣場</u> | <u>ダニ</u> | 1年に1回以上が望ま |
| | | しいこと。 |
| 便所、洗面所、浴室、 | <u>ねずみ、ゴキブリ、</u> | 1ヵ月に1回以上 |
| <u>洗濯室</u> | <u>チョウバエ</u> | |

(宿泊)

3 客室に水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置き、衛生的なものである旨を表示することが望ましいこと。 (削る)

| 寝具等の保管室(食 | ねずみ、ゴキブリ | 3ヵ月に1回以上 |
|-------------|-----------------|------------|
| 品を除く。)、機械室 | | |
| 廃棄物集積場、廃棄 | ハエ | 1ヵ月に1回以上 |
| <u>物処理場</u> | <u>ねずみ、ゴキブリ</u> | 1日に1回以上(ただ |
| | | し、冬期を除く。) |
| し尿及び廃水処理施 | <u>ねずみ、ゴキブリ</u> | 1ヵ月に1回以上 |
| <u>設</u> | ハエ、カ、チョウバ | 1日に1回以上(ただ |
| | <u> </u> | し冬期を除く。) |
| その他事務室等の場 | ねずみ、ゴキブリ | 6ヵ月に1回以上 |
| <u>所</u> | | |
| カーペットを敷いて | <u>ダニ</u> | 1年に1回以上が望ま |
| <u>いる場合</u> | | しいこと。 |

5 施設においては、排水施設の場合は、常に排水に支障が生じないように保ち、また、客室の床が木造の場合は、床下の通風を常に良好な状態に保つなど防湿に関する適当な措置を講じること。

(宿泊)

- <u>6</u> 客室に水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置き、衛生的なものである旨を表示することが望ましいこと。
- 7 1客室に宿泊させる宿泊者の数は、次に定める床面積の割合により計算 した数を超えないようにすること。

- (1) 洋室については、おおむね4.5m²以上につき1人。 なお、6.5m²以上につき1人とすることが望ましいこと。
- (2) 和室については、おおむね3.3m²以上につき1人。 なお、5m²以上につき1人とすることが望ましいこと。
- (3) 簡易宿所営業(宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合) については、3.3㎡以上につき1人とすること。

簡易宿所営業(宿泊者の数を10人以上として申請がなされた施設の場合)については、寝台のないところの場合は、2.5㎡以上(3.3㎡以上が望ましいこと。)につき1人、寝台を有する場合は、3.0㎡以上につき1人、階層式寝台を有する場合は、おおむね4.5㎡以上につき1人(寝台2層で1人とみなす。)とすること。

- (4) 下宿営業については、前記(1)及び(2)に準じること。
- (5) ホテル営業、旅館営業の施設については、団体宿泊者、家族旅行者 等を宿泊させる場合において特別の事情があり、公衆衛生の保持に支 障がないと認めるときは、1客室に宿泊させる宿泊者の数を前記(1)及 び(2)に定める数を超えてその和室の場合2.5m²以上につき1人、洋室の 場合は3.0m²以上につき1人の割合で計算した数まで増加することがで きるものであること。

(浴室の管理)

- 4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行い、入浴設備は、常に使用できるよう定期的に保守点検すること。
 - (2) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

また、上り用湯及び上り用水は清浄で十分な量を供給すること。

- (3) 浴槽水は適温に保つこと。
- (4) 洗いおけ、腰掛等入浴者が直接接触する器具並びに浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (5) 設備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、 河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を 行うこと。

(浴室の管理)

- 8 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 浴室は、湯気抜きを常に適切に行い、入浴設備は、常に使用できるよう毎日保守点検すること。
 - (2) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原 湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。 また、上り用湯及び上り用水は清浄で十分な量を供給すること。
 - (3) 浴槽水は適温に保つこと。
 - (4) 洗いおけ、腰掛等入浴者が直接接触する器具並びに浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保つこと。
 - (5) 設備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、 河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を 行うこと。

| 場所 | 清掃及び消毒 |
|-----------------|----------------|
| 浴槽 | 毎日完全に換水して浴槽を |
| | 清掃すること。ただし、これ |
| | により難い場合にあっても、 |
| | 1週間に1回以上完全に換水 |
| | して浴槽を清掃 |
| ろ過器及び循環配管 | 1週間に1回以上、ろ過器を十 |
| | 分に逆洗浄して汚れを排出 |
| | するとともに、ろ過器及び循 |
| | 環配管について、適切な消毒 |
| | 方法で生物膜を除去(注)※ |
| | 1 % 2 |
| 集毛器 | 毎日清掃 |
| 貯湯槽 | 生物膜の状況を監視し、必要 |
| | に応じて清掃及び消毒(注) |
| | ※ 3 |
| 調整箱(洗い場の湯栓、シャワー | 適宜清掃及び消毒 |
| へ湯を送る箱) | |
| 浴室内の排水口 | 適宜清掃し、汚水を適切に排 |
| | 水する |
| その他の設備 | 必要に応じて清掃及び消毒 |

| 場所 | 清掃及び消毒 |
|-----------------|----------------|
| 浴槽 | 毎日完全に換水して浴槽を |
| | 清掃すること。ただし、これ |
| | により難い場合にあっても、 |
| | 1週間に1回以上完全に換水 |
| | して浴槽を清掃 |
| ろ過器及び循環配管 | 1週間に1回以上、ろ過器を十 |
| | 分に逆洗浄して汚れを排出 |
| | するとともに、ろ過器及び循 |
| | 環配管について、適切な消毒 |
| | 方法で生物膜を除去(注)※ |
| | 1 ※ 2 |
| 集毛器 | 毎日清掃 |
| 貯湯槽 | 生物膜の状況を監視し、必要 |
| | に応じて清掃及び消毒(注) |
| | ※ 3 |
| 調整箱(洗い場の湯栓、シャワー | 適宜清掃及び消毒 |
| へ湯を送る箱) | |
| 浴室内の排水口 | 適宜清掃し、汚水を適切に排 |
| | 水する |
| その他の設備 | 必要に応じて清掃及び消毒 |

- (注)※1 消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等を参考にすること。
 - ※2 上記措置に加えて、年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、必要があれば生物膜を除去することが望ましい。
 - ※3 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、適宜貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。
- (6) <u>原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水として使用する水</u> <u>は、</u>「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合するよう水 質を管理すること。
- (7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離 残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.2ないしは0.4mg/L程度を保 ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0mg/Lを超えないよう努めるこ と。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

- (注)※1 消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等を参考にすること。
 - ※2 上記措置に加えて、年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、必要があれば生物膜を除去することが望ましい。
 - ※3 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、適宜貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。
- (6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置に より供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原水、 原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、「公衆浴場における水 質基準等に関する指針」に適合するよう水質を管理すること。
- (7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離 残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.2ないしは0.4mg/L程度を保 ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0mg/Lを超えないよう努めるこ と。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。

- (注)※1 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。
 - ※2 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため 有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質の ため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しな い浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が 多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場 合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配 管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を 防止すること。
 - ※3 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること(例えば0.5~1.0mg/Lなど)で十分な消毒に配慮をすること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。

- (注)※1 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。
 - ※2 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため 有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質の ため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しな い浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が 多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場 合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配 管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を 防止すること。
 - ※3 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること(例えば0.5~1.0mg/Lなど)で十分な消毒に配慮をすること。

- ※4 オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの 消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切 な衛生措置を行うこと。オゾン殺菌等他の消毒方法を用い る場合にはまた、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじ め検証しておくこと。
- ※5 オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害 であるため、活性炭などによる廃オゾンの処理を行い、浴 槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。
- ※6 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射 比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線 はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガ ラス面の清浄を保つよう管理すること。
- (8) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。
- (9) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
 - (注)※1 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないよう にすること。

- ※4 オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの 消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切 な衛生措置を行うこと。オゾン殺菌等他の消毒方法を用い る場合にはまた、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじ め検証しておくこと。
- ※5 オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害 であるため、活性炭などによる廃オゾンの処理を行い、浴 槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。
- ※6 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射 比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線 はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガ ラス面の清浄を保つよう管理すること。
- (8) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。
- (9) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
 - (注)※1 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。

- ※2 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして 送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬 液の注入が行われていることを毎日確認すること。
 - ※3 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。
- (10) 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。
- (11) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している 浴槽水を使用しないこと。
- (12) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- (13) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」 等を参考にして、適切に管理すること。
- (14) 上り用湯及び上り用水等の飲用適・不適の旨の表示等の掲示物については、常によく見えるよう適切に措置すること。
- (15) 共同浴室にあっては、おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。

- ※2 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして 送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬 液の注入が行われていることを毎日確認すること。
 - ※3 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。
- (10) 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。
- (11) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している 浴槽水を使用しないこと。
- (12) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- (13) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」 等を参考にして、適切に管理すること。
- (14) 上り用湯及び上り用水等の飲用適・不適の旨の表示等の掲示物については、常によく見えるよう適切に措置すること。
- (15) 共同浴室にあっては、おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させない こと。 (16) サウナ室又はサウナ設備にあっては、室内の温度及び湿度について定められた数値の範囲を適切に保つため定期的に測定すること。

(入浴用給湯・給水設備)

- 5 入浴用給湯・給水設備は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 入浴用給湯・給水設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

(2) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60°C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55°C以上に保つようにすること。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

(露天風呂の管理)

- 6 露天風呂を設ける場合は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
 - (2) 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は十分に照度があること。
 - (3) その他、<u>4</u>(浴室の管理)の(2)、(4)~(13)に準じて適切に管理する こと。

(16) サウナ室又はサウナ設備にあっては、室内の温度及び湿度について定められた数値の範囲を適切に保つため定期的に測定し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

(入浴用給湯・給水設備)

- 9 入浴用給湯・給水設備は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 入浴用給湯・給水設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

(2) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60°C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55°C以上に保つようにすること。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

(露天風呂の管理)

- 10 露天風呂を設ける場合は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
 - (2) 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は十分に照度があること。
 - (3) その他、<u>8</u>(浴室の管理)の(2)、(4)~(13)に準じて適切に管理する こと。

(脱衣場の管理)

7 脱衣場の衣類かご(箱)、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つこと。また、カーペットその他これに類する敷き物は、洗濯を適切に行う等衛生上支障がないように措置されているものを除いて敷かないことが望ましいこと。

(洗面所の管理)

<u>8</u> 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切 に清掃し、常に清潔に保つこと。

また、洗面設備には、石ケン、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人毎に消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに表示することが望ましいこと。カミソリを備える場合は、新しいものとすること。

(便所の管理)

9 便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、1日1回 以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示 することが望ましいこと。

(脱衣場の管理)

11 脱衣場の衣類かご(箱)、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、 清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つこと。 また、カーペットその他これに類する敷き物は、洗濯を適切に行う等 衛生上支障がないように措置されているものを除いて敷かないことが望ましいこと。

(洗面所の管理)

12 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

また、洗面設備には、石ケンを常に使用できるよう備えること。タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人毎に消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに表示することが望ましいこと。カミソリを備える場合は、新しいものとすること。

(便所の管理)

13 便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、1日1回 以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示 することが望ましいこと。 10 手洗い設備は、消毒液、石ケン、ハンドソープ等を備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置すること。

(寝具の保管室の管理)

11 寝具を収納する押し入れその他保管室にあっては、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

(配膳室、食堂等の管理)

- 12 配膳室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に使用する場所にあっては、常に悪臭等の汚染空気を施設の外に適切に排出すること。
- 13 配膳室、配膳用のリフト及びコンテナにあっては、食品残さいが飛散 して残存しないよう<u>定期的に</u>適切に清掃し、必要に応じて消毒を行い、 常に清潔で衛生的に保つこと。

また、冷凍庫及び冷蔵庫にあっては、必要に応じて適切に消毒し、衛生上支障がないように保つこと。

(洗濯室の管理)

14 洗濯室にあっては、「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和57年3月31日環指第48号)に準じて適切に措置すること。

(プールの管理)

15 プールは、<u>地方公共団体が定める条例等に基づき適切に措置すること。</u> 定めがない場合は、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28 日健発第052800号)を参照して適切に措置することが望ましいこと。 14 手洗い設備は、消毒液又は石ケンを備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置すること。

(寝具の保管室の管理)

15 寝具を収納する押し入れその他保管室にあっては、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

(配膳室、食堂等の管理)

- 16 配膳室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に使用する場所にあっては、常に悪臭等の汚染空気を施設の外に適切に排出すること。
- 17 配膳室、配膳用のリフト及びコンテナにあっては、食品残さいが飛散して残存しないよう1日1回以上適切に清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、冷凍庫及び冷蔵庫にあっては、必要に応じて適切に消毒し、衛生上支障がないように保つこと。

(洗濯室の管理)

18 洗濯室にあっては、「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和57年3月31日環指第48号)に準じて適切に措置すること。

(プールの管理)

19 プールは、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成13年7月24日健発 第774号)に基づき適切に措置すること。

(削る)

(飲用水供給設備の管理)

20 水道法の適用を受けない飲用水及び水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽(以下、「小規模受水槽」)から供給を受ける飲用水について、次の表による水質検査を「水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)」の基準に従い行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、基準を超える汚染が判明した場合は、保健所に通報し、その指示に従うこと。また、これら飲用水の消毒は、遊離残留塩素が0.1mg/L以上になるように管理すること。

ただし、「温泉法」(昭和23年法律第125号)第12条に基づき、都道府県 知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。

(水道法の適用を受けない飲用水)

| <u>検査対象</u> | <u>検査回数</u> |
|---------------------------------|-------------|
| 色、濁り、臭い、味 | 1日に1回以上 |
| 水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第 | 1年に1回以上 |
| 69号)の表の上欄に掲げる事項のうち、一般 | |
| 細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性 | |
| 窒素、塩素イオン、有機物等(過マンガン酸 | |
| カリウム消費量)、pH値、味、臭気、色度及 | |
| び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラ | |
| <u>クロロエチレン、1, 1, 1—トリクロロエタン</u> | |
| 等に代表される有機溶剤のうち周辺の水質 | |
| 検査結果等から判断して必要となる事項 | |

(注) 飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと

(削る)

(削る)

(小規模受水槽)

| <u>検査対象</u> | <u>検査回数</u> |
|-------------|-------------|
| 色、濁り、臭い、味 | 1日に1回以上 |
| (新設) | |

(注) 飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、 必要な検査を行うこと。

(給水、給湯設備の管理)

21 給水、給湯設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

ただし、受水槽、高置水槽の場合は、1年に1回以上清掃し、清潔で衛生的に保つこと。

また、小規模受水槽については、簡単専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

(し尿及び排水処理施設の管理)

22 し尿処理施設にあっては、保守点検は定期的に行い、処理対象人員が 500人以下の施設にあっては、1年に1回以上法定点検を受け、放流水は衛生上支障がないように措置すること。

排水処理施設は、漏水、腐食の有無等について保守点検を定期的に行い、排水槽は、6月に1回以上清掃すること。

(換気)

- 16 換気設備の管理及び空気環境の基準に関しては、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。
 - (2) 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(廃棄物処理の管理)

23 施設で生じたごみその他の廃棄物は、放置しないよう適切に搬出し、 処理方法に応じて分別集積し、必要に応じて速やかに処理すること。 また、廃棄物の容器、集積場等は、廃棄物、汚液等が飛散流出しない ように必要に応じて措置するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔を 保つこと。

(換気)

- <u>24</u> 換気設備の管理及び空気環境の基準に関しては、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。
- (2) 機械換気設備及び空気調和設備は、<u>次の空気環境の基準を常に満た</u> <u>すことができるよう</u>定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、 速やかに補修すること。
 - 1) 炭酸ガス濃度は、1,500ppm以下であること。
 - 2) 浮遊粉じん量は、0.2mg/m³以下であること。
 - 3) 空中落下細菌(生菌)数(5分間開放の平板培養法)は、営業中床面において5個以下であること。
 - 4) 空中落下真菌 (カビ及び酵母の生菌) 数 (10分間開放の平板培養法) は、営業中床面から0.8mの高さにおいて10個以下であることが望ましいこと。
 - 5) 一酸化炭素濃度は、10ppm以下であること(5ppm以下が望ましいこ <u>と。)。</u>

(削る)

(照明)

17 照明設備は、定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。また、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

(削る)

(削る)

- 6) 空気調和設備による場合は、更に次に掲げるところによること。
- <u>a 温度は、17~28℃の範囲に保持し、冷房する場合、外気との温</u> 度差は、7℃以内とすること。
- b 相対湿度は、30~70%を常に保つこと。
- c 気流は、毎秒0.5m以下であり、扇風機による影響がない場合は、 0.3m以下とすることが望ましいこと。
- (3) 空気環境基準に係る測定は、定期的に実施し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

(照明)

- 25 照明設備は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

また、6月に1回以上清掃し、常に清潔に保つこと。

(2) 施設内の各場所は、次の表の照度を有するものであることが望ましいこと。

なお、宴会場又はホールその他これに類する場所にあっては、その 営業の特殊性から付帯照明設備により20ルクス以上150ルクス以下で 照明しても差し支えないものであること。

照度の基準

| <u>場所</u> | 照度(ルクス) | <u>測定地点</u> |
|-------------|-------------------|-------------|
| ・玄関帳場又はフロント | <u>700∼1, 500</u> | <u>作業面</u> |

| | T | |
|--------------|----------------|-------------|
| 玄関、会計事務室、荷物受 | <u>300∼700</u> | 玄関は床面、客室等の |
| 渡台、・客室机、・洗面鏡 | | 机は作業面、洗面鏡は |
| | | 主に対人物鉛直面照 |
| | | 度、その他は作業面 |
| 宴会場又はホールその他 | 150~700(舞台照明は | <u>床面</u> |
| これに類する場所 | <u>含まない)</u> | |
| 事務室、食堂その他飲食に | <u>150~300</u> | 作業面(約80cmの高 |
| 使用する場所 | | <u> </u> |
| ロビー、便所 | <u>70∼300</u> | 床面 |
| 娯楽室、脱衣場、客室、階 | <u>70∼150</u> | <u>"</u> |
| 段、廊下 | | |
| 非常階段、廊下 | <u>30~70</u> | <u>"</u> |
| <u>浴室</u> | <u>30~150</u> | <u>"</u> |
| 客室、廊下、階段の夜間専 | <u>1.5~3</u> | <u>"</u> |
| <u>用照明設備</u> | | |
| 上記以外の場所 | 100以上 | 床面から約80cmの高 |
| | | <u></u> |
| | | |

(注) ・印の作業場所は、局部照明を併用することによって 必要な照度を得ることができる。

(寝具の管理)

- 18 寝具は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に履うこと。
 - (2) 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人毎に洗濯したものと取り替えること。 なお、同一の宿泊者にあっては、寝衣は毎日、その他のものにあっては3日に1回は少なくとも取り替えること。
 - (3) 寝具は、適切に洗濯・管理等を行うこと。 (削る)

(削る)

(寝具の管理)

- 26 寝具は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に履うこと。
 - (2) 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人毎に洗濯したものと取り替えること。 なお、同一の宿泊者にあっては、寝衣は毎日、その他のものにあっては3日に1回は少なくとも取り替えること。
 - (3) 寝具は、次に掲げるところにより洗濯等を行うこと。
 - 1) 布団、枕、毛布及びこれに類するものは、日光消毒と十分なはたきを適切に行い、1月に1回以上、その中心部の温度をおおむね60°C
 30分間加熱乾燥する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法による加熱処理(暫定的処理基準とする。)を行うことが望ましいこと。

また、布団及び枕にあっては、6月に1回以上その汚れ等を除去するため丸洗い(洗濯物に洗剤液及び水を直接吹きつけるなどして行う洗濯方法であり、もみ洗い処理工程がないものをいう。以下「布団丸洗い」という。)を行うことが望ましいこと。この場合、布団丸洗いは、前記と同様の効力を有する加熱処理工程を含めることが望ましいこと。

2) 寝衣を除く丹前、羽織等の寝具衣類は、定期的に洗濯し、3月に1 回以上消毒効果を有する方法で洗濯すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(タオル等の管理)

19 洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、清潔で衛生的に取扱い、使用に支障が生じないよう適切な数を常に供給すること。

- (4) 寝具は、衛生的である目安として暫定的に次の基準を目標に管理 することが望ましいこと。
 - 1) 敷布団、掛布団、枕、毛布、寝具衣類は、カビの発生がないこと。
 - 2) 布団、布団カバー、枕、枕カバー、シーツ、タオルケット、寝具 衣類は、次の表の方法により採取した検体において、おおむね 100cm²当たりに換算したときのダニが1匹以下であること。

検体の採取方法__

表(略)

- 3) 敷布又はシーツ、カバー、寝具衣類の一般細菌数は、100個/cm²以下であること。なお、前記寝具のうち、プレス又はアイロンにより加熱処理をしたもの及び清毒効果を有する方法により洗濯したものにあっては、一般細菌数は、10個/cm²以下であること。
- (5) 布団は、その含水率をおおむね13%を超えないようにするなど湿気 を帯びないよう適切に保管することが望ましいこと。

(タオル等の管理)

27 洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、26(寝具の管理)の(4)の3)の細菌の基準に適合するものであること。 なお、客室及び洗面所等に備えるタオル等は、清潔で衛生的に取扱い、使用に支障が生じないよう適切な数を常に供給すること。

(案内書等の作成)

20 衛生及び善良風俗の保持、避難経路の案内、非常時の対応策等に関する案内の文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意の喚起に努めること。この場合、必要に応じ英語等外国語によるものを作成すること。

(事故等の対応措置)

- <u>21</u> 宿泊者等に傷害、事故等の発生に備え、これに必要な措置を次に掲げるところにより講じること。
- (1) 救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと。
- (2) 事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網の整備等組織的体制を確立しておくこと。
- (3) 宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、保健所等に通報し、その指示を受け、その使用した客室、寝具及び器具類を消毒、廃棄等必要な措置を取ること。

(スリッパ等の管理)

28 スリッパ等のはき物は、著しい破損及び汚れがないよう清潔で衛生的に保ち、日光等による消毒を定期的に行うこと。

(案内書等の作成)

29 衛生及び善良風俗の保持、避難経路の案内、非常時の対応策等に関する案内の文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意の喚起に努めること。この場合、必要に応じ英語等外国語によるものを作成すること。

(事故等の対応措置)

- 30 宿泊者等に傷害、事故等の発生に備え、これに必要な措置を次に掲げるところにより講じること。
- (1) 救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと。 <u>なお、応急用の氷のうち、氷枕等は、収容定員の20分の1以上の割</u> 合で備えることが望ましいこと。
- (2) 事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網の整備等組織的体制を確立しておくこと。<u>この場合、応急用のため</u>に収容定員の50分の1以上の割合で夜間担当の応急要員を置くことが望ましいこと。
- (3) 宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれの ある感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、 保健所等に通報し、その指示を受け、その使用した客室、寝具及び器 具類を消毒、廃棄等必要な措置を取ること。

- (4) 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
 - 1) 発生源と疑われる設備等の現状を保持すること。
- 2) 入浴施設では、浴槽の使用を中止すること。
- 3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。
- <u>22</u> 施設の機械室、ボイラー室等の危険な場所には、幼児等の宿泊者が容易に入ることがないようその旨が明らかに分かる措置を講じること。
- <u>23</u> ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放しては ならないこと。

(従業者の衛生管理)

- 24 従業者の衛生管理は、次に掲げるところにより措置すること。
- (1) 衣服は、常に清潔を保つこと。
- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。

- (4) 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
- 1) 発生源と疑われる設備等の現状を保持すること。
- 2) 入浴施設では、浴槽の使用を中止すること。
- 3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。
- 31 施設の機械室、ボイラー室等の危険な場所には、幼児等の宿泊者が容易に入ることがないようその旨が明らかに分かる措置を講じること。
- <u>32</u> ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放してはならないこと。

(従業者の衛生管理)

- 33 従業者の衛生管理は、次に掲げるところにより措置すること。
 - (1) 衣服は、常に清潔を保つこと。
 - (2) <u>結核若しくは</u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。

- (3) 客に接する従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと。
- (4) 従業者は、衛生及び善良風俗の保持に支障が生じないよう適当な人数を置くこと。

(営業者及び宿泊衛生責任者の責務)

- 25 営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生 及び善良風俗の保持に関する責任者(以下「宿泊衛生責任者」という。) を定めて置くこと。
- <u>26</u> 営業者又は宿泊衛生責任者は、施設の管理が適切に行われるよう従業者の衛生等の教育に努めなければならないこと。
- 27 営業者は、公衆衛生の改善向上及び善良風俗の保持を図り、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的として、営業者相互の連携を密にするとともに自主管理を強化するため、本要領に基づき自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底させること。
- 28 簡易宿所営業のうち、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、この基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができるものとする。

- (3) 客に接する従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと。
- (4) 従業者は、<u>収容定員に応じて</u>衛生及び善良風俗の保持に支障が生じないよう適当な人数を置くこと。
- (5) 従業者名簿は、常に見ることができるよう適当な場所に備えておく こと。

(営業者及び宿泊衛生責任者の責務)

- 34 営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生及び善良風俗の保持に関する責任者(以下「宿泊衛生責任者」という。)を定めて置くこと。
- 35 営業者又は宿泊衛生責任者は、施設の管理が適切に行われるよう従業者の衛生等の教育に努めなければならないこと。
- 36 営業者は、公衆衛生の改善向上及び善良風俗の保持を図り、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的として、営業者相互の連携を密にするとともに自主管理を強化するため、本要領に基づき自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底させること。
- 37 簡易宿所営業のうち、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、この基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができるものとする。

Ⅳ 宿泊拒否の制限

営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 1 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められると き。
- 2 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為 をするおそれがあると認められるとき。<u>具体的には、例えば、宿泊しよ</u> うとする者が次に掲げる場合には該当しうるものと解釈される。
- 1) 暴力団員等であるとき。
- 2) 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 3 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。
- 4 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内に おいて、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の 協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。

Ⅴ 宿泊者名簿

宿泊者名簿は、次に掲げるところより措置すること。

1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項の記載を行うこと。

IV 宿泊拒否の制限

営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 1 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められると き。
- 2 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

(新設)

(新設)

(新設)

3 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

(新設)

Ⅴ 宿泊者名簿

宿泊者名簿は、次に掲げるところより措置すること。

1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項の記載を行うこと。

ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該 団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合におい ては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の 男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれ ば、この限りでないこと。

2 宿泊者名簿を作成し、これを3年以上保存すること。

VI 利用基準

営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければ ならない。

- 1 人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等善良の風俗が害されるような文章、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 2 色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が 害されるような広告物を掲示しないこと。

Ⅲ 防火安全対策

営業者は、災害時の事故防止を図るため従業者の防火対策、火災時の措置 等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整え ておくこと。 ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該 団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合におい ては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の 男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれ ば、この限りでないこと。

2 宿泊者名簿を作成し、これを3年以上保存すること。

VI 利用基準

営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければ ならない。

- 1 人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等善良の風俗が害されるような文章、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 2 色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が 害されるような広告物を掲示しないこと。

Ⅲ 防火安全対策

営業者は、災害時の事故防止を図るため従業者の防火対策、火災時の措置 等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整え ておくこと。